平成２８年（フ）第６９７０号
東京都小平市大沼町２丁目30―２―204
債務者　松本　久美
1　決定年月日時　平成28年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月22日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月22日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第６９７７号
東京都台東区浅草６丁目９－９―202
債務者　小山　和訓
1　決定年月日時　平成28年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月22日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月22日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第６９８２号
東京都葛飾区東堀切２丁目12―２―105
債務者　平塚　敏昭
1　決定年月日時　平成28年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月22日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月22日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第６９８８号
東京都江戸川区東葛西６丁目24―３―207
債務者　杉山　政夫
1　決定年月日時　平成28年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月22日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月22日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第３６４号
静岡県浜松市中区中沢町76番211号　中沢シティハイツガーデン、前住所静岡県浜松市中区和合町936番地の526
債務者　福見　昌則
1　決定年月日時　平成28年９月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月25日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月25日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２８年（フ）第３７８号
静岡県浜松市南区三和町870番地の１ハイタウンルーブル202
債務者　辻田真理子
1　決定年月日時　平成28年９月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月25日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月25日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２８年（フ）第３８３号
静岡県浜松市中区和合町220番地の192　レオパレスクラージュ205号室、前住所静岡県浜松市中区富塚町1221番地の141
債務者　鈴木美智子
1　決定年月日時　平成28年９月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月25日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月25日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２８年（フ）第１９号
岩手県宮古市舘合町３番10号　コーポ舘合102号室、旧住所岩手県釜石市大渡町３丁目５番８号
債務者　箱石　美保
1　決定年月日時　平成28年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月29日まで
5　免責審尋期日　平成28年12月８日午前11時
盛岡地方裁判所宮古支部

平成２８年（フ）第６９５４号
東京都大田区大森東４丁目20―５
債務者　須山　圭子
1　決定年月日時　平成28年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月29日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月29日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第６９５５号
東京都品川区荏原６丁目17―19―403
債務者　小島　千鶴
1　決定年月日時　平成28年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月29日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月29日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第６９６１号
東京都大田区池上４丁目15―15―306
債務者　山田美津枝
1　決定年月日時　平成28年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月29日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月29日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第３３６号
岡山県備前市伊部1832番地10グリーンハイツ藤202号
債務者　合田　健治
1　決定年月日時　平成28年９月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月29日まで
5　免責審尋期日　平成28年12月７日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第８７５号
東京都調布市柴崎１丁目54番地２ニューカレード303
債務者　白土真美子
1　決定年月日時　平成28年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月２日まで
5　免責審尋期日　平成28年12月２日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第６９１７号
東京都小金井市貫井南町２丁目４－５　(14)
債務者　五味絵理香
1　決定年月日時　平成28年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月６日まで
5　免責審尋期日　平成28年12月６日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第７１６号
東京都八王子市川口町553番地
債務者　五味　英久
1　決定年月日時　平成28年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月７日まで
5　免責審尋期日　平成28年12月７日午後２時
東京地方裁判所立川支部民事第４部